

## 勢田川等に係留されている船舶の所有者様へ 勢田川等水面利用対策協議会よりお知らせとお願い（重要）

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「対象区域」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、地域住民の代表や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」（以下「協議会」）を平成21年に設立し、様々な対策を協議してきました。平成27年2月に開催された第8回協議会では、今後5年で不法係留船をゼロにするという目標を掲げました。係留場所の確保増と係留対象船の減の二つの対策を進め、平成31年度中を目途に”不法係留船ゼロ”を目指していきます。

今回、その協議会の方針をまとめたチラシを同封いたしました。大変に重要な内容となっておりますので是非ご熟読くださいますようお願いいたします。また、参考として民間マリナーのご案内と廃船手続きのご案内を同封いたしましたので、合わせてご覧くださいますようお願いいたします。

なお、勢田川等の対象区域に係留されている船舶の実態把握を目的とした所有者様へのアンケート調査を実施させていただきます。より正確な係留船舶の実態を把握することで係留場所の確保にもつなげていきたいと思っておりますので、是非ともご協力いただきますようお願いいたします。

ご多忙かと存じますが、別紙のアンケート用紙に必要事項をご記入の上、平成27年10月31日（土）までに同封の返信用封筒にてご返送下さい。なお、係留を希望される方は必ず返送して下さい。アンケートに記載されました個人情報につきましては厳正に管理し、本目的以外には使用いたしません。

◇ 協議会の活動内容については、三重河川国道事務所のホームページでご覧いただけます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/> または「三重河川国道事務所」で検索

勢田川等水面利用対策協議会

国土交通省三重河川国道事務所

三重県、伊勢市

伊勢警察署、鳥羽海上保安部

\* ご不明な点やご質問等は下記へご連絡下さい。

国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課

059-229-2218

# 『5年で解決』“不法係留船ゼロ” を目標とします

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「対象区域」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、地域住民の代表や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」（以下「協議会」）を設立し、様々な対策を協議してきました。

今年2月の協議会では、**今後5年（平成32年3月まで）で“不法係留船ゼロ”**を目標とすることを決定し、船舶係留施設等の管理を行う団体等を管理者として公募することとし、下記の「4条件」を全て満たす船舶については係留場所を確保した上で係留が原則認められる計画としていますが、それ以外の船舶については順次撤去して頂く方針です。

## 1 不法係留船とは？

対象区域では、河川法・港湾法の占用許可を受けた施設以外に係留している船舶はすべて不法係留となります。

## 2 今後係留が認められる「4条件」とは？

- ①漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査証書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。  
（船舶への登録番号の表示など）
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶ではない。

### ◇参考◇

「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき登録された小型船舶には、登録番号の表示が義務付けられています。



## 3 「4条件」を満たしている船舶について

河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留が**原則認められる**計画としています。係留する場合は**有料**となります。

係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。

なお、現在、一部の係留施設について管理者を公募しており、今後、他の係留施設となり得る施設についても、順次管理者を公募していく予定です。 **※裏面参照**

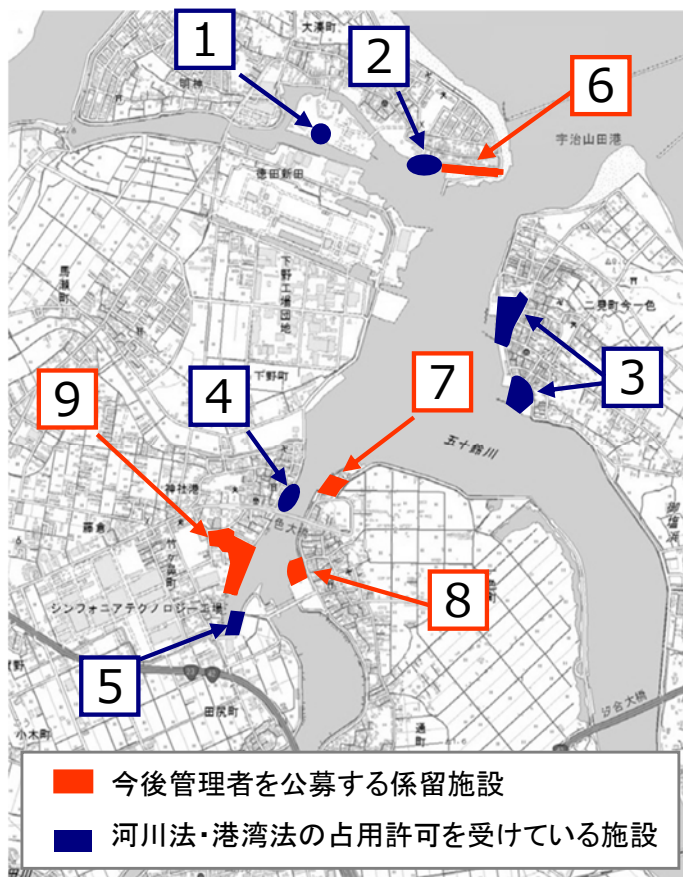
## 4 「4条件」を満たしていない船舶について

順次**撤去**して頂きますようお願いします。

4条件を満たした上で、係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。

※「4条件」を満たしていない船舶所有者の方、係留を希望されない方もアンケートの協力をお願いします。

## 係留が認められる施設



※  
係留が認められる施設は以下のとおりです。  
対象区域では、これ以外の場所に係留することはできません。

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | ゴーリキマリンヴィレッジ               |
| 2 | マリーナ伊勢                     |
| 3 | 今一色漁港区                     |
| 4 | 神社港（海の駅）                   |
| 5 | 秀英工業                       |
| 6 | 大湊川（五十鈴川合流点）<br>今後管理者を公募予定 |
| 7 | 一色町物揚場施設<br>今後管理者を公募予定     |
| 8 | 一色町地先船溜まり<br>今後管理者を公募予定    |
| 9 | 勢田川防潮水門下流（左岸）<br>現在管理者を公募中 |

※ 6～9 は、管理者が決定し河川法・港湾法の許可を受けるまでは、係留が認められる施設とはなりません。

## 係留施設の管理者公募

今後、上記係留施設のうち 6～9 は所定の条件を満たした管理者を公募して、協議会で水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者に河川法・港湾法に基づく占用を許可した上、係留対象船舶を管理して頂く予定です。

### 管理者を公募する際の募集条件（抜粋）

（変更が生じる場合もあります。）

- 過去5年間にプレジャーボート等小型船舶の保管業務について実績を有すること。
- 施設・設備の保守・点検及び清掃等の環境整備を適切に実施できる者。
- 台風及び高潮等の災害時や油漏れなどの水質事故時において、関係機関への連絡をする等適切に対応できる者。
- 利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導できる者。

#### 廃FRP船の処理の相談は下記まで （※別添のチラシ参照）

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）

電話：03-5542-1202（専用）

ホームページ：<http://www.marine-jbia.or.jp/>

#### ◆お問い合わせ◆

「勢田川等水面利用対策協議会」事務局

国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課 TEL 059(229)2218

三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課 TEL 0596(27)5202

# 『5年で解決』“不法係留船ゼロ” を目標とします

重点的撤去区域

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「対象区域」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、地域住民の代表や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」（以下「協議会」）を設立し、様々な対策を協議してきました。

今年2月の協議会では、**今後5年（平成32年3月まで）で“不法係留船ゼロ”**を目標とすることを決定し、船舶係留施設等の管理を行う団体等を管理者として公募することとし、下記の「4条件」を全て満たす船舶については係留場所を確保した上で係留が原則認められる計画としていますが、それ以外の船舶については速やかに撤去して頂く方針です。

## 1 不法係留船とは？

対象区域では、河川法・港湾法の占用許可を受けた施設以外に係留している船舶はすべて不法係留となります。

## 2 今後係留が認められる「4条件」とは？

- ①漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査証書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。  
（船舶への登録番号の表示など）
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶ではない。

### ◇参考◇

「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき登録された小型船舶には、登録番号の表示が義務付けられています。



## 3 「4条件」を満たしている船舶について

河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留が**原則認められる**計画としています。係留する場合は**有料**となります。

係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。

なお、現在、一部の係留施設について管理者を公募しており、今後、他の係留施設となり得る施設についても、順次管理者を公募していく予定です。 ※裏面参照

## 4 「4条件」を満たしていない船舶について

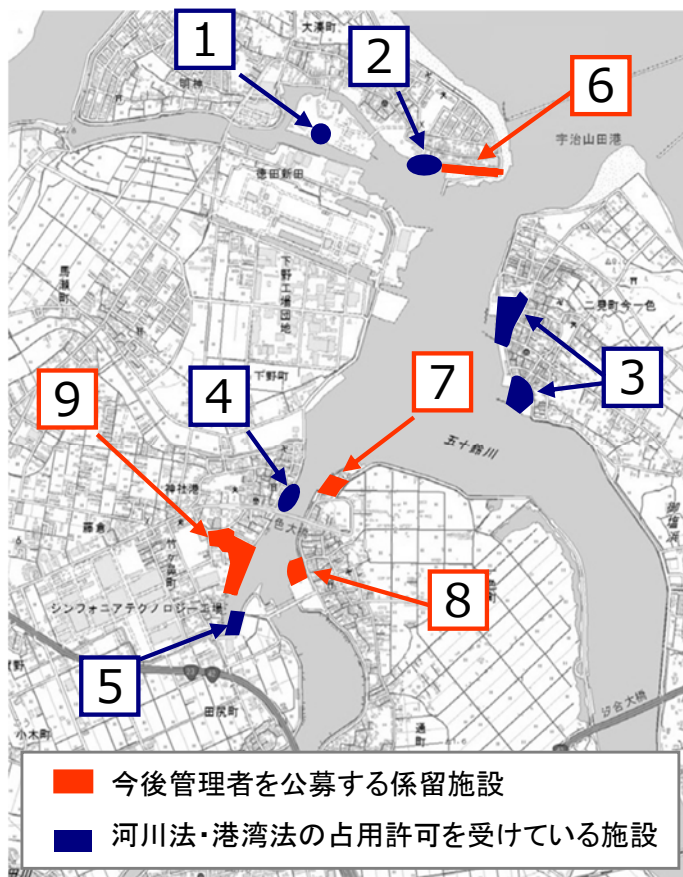
貴方が係留している場所は、船舶等の**重点的撤去区域**に設定されており、船舶等を係留することは、河川法に違反します。速やかに**撤去**して頂きますようお願いいたします。

不法係留が続く場合は**5年以内（平成32年3月まで）に強制手続き**を行います。

4条件を満たした上で、係留を希望される方は、必ず別添の**アンケートの提出**をお願いします。

※「4条件」を満たしていない船舶所有者の方、係留を希望されない方もアンケートの協力をお願いします。

## 係留が認められる施設



係留が認められる施設は以下のとおりです。<sup>※</sup>  
対象区域では、これ以外の場所に係留することはできません。

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | ゴーリキマリンヴィレッジ               |
| 2 | マリーナ伊勢                     |
| 3 | 今一色漁港区                     |
| 4 | 神社港（海の駅）                   |
| 5 | 秀英工業                       |
| 6 | 大湊川（五十鈴川合流点）<br>今後管理者を公募予定 |
| 7 | 一色町物揚場施設<br>今後管理者を公募予定     |
| 8 | 一色町地先船溜まり<br>今後管理者を公募予定    |
| 9 | 勢田川防潮水門下流（左岸）<br>現在管理者を公募中 |

※ 6～9 は、管理者が決定し河川法・港湾法の許可を受けるまでは、係留が認められる施設とはなりません。

## 係留施設の管理者公募

今後、上記係留施設のうち 6～9 は所定の条件を満たした管理者を公募して、協議会で水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者に河川法・港湾法に基づく占有を許可した上、係留対象船舶を管理して頂く予定です。

### 管理者を公募する際の募集条件（抜粋）

（変更が生じる場合もあります。）

- 過去5年間にプレジャーボート等小型船舶の保管業務について実績を有すること。
- 施設・設備の保守・点検及び清掃等の環境整備を適切に実施できる者。
- 台風及び高潮等の災害時や油漏れなどの水質事故時において、関係機関への連絡をする等適切に対応できる者。
- 利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導できる者。

#### 廃FRP船の処理の相談は下記まで（※別添のチラシ参照）

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）

電話：03-5542-1202（専用）

ホームページ：<http://www.marine-jbia.or.jp/>

#### ◆お問い合わせ◆

「勢田川等水面利用対策協議会」事務局

国土交通省三重河川国道事務所 河川占有調整課 Tel 059(229)2218

## 勢田川等水面利用対策協議会アンケート用紙

このアンケートは係留対象となっている船舶の実態調査です。（平成 27 年 6 月調査時点）  
各質問につきまして、該当事項に○を付けていただくか、必要事項の記入をお願い致します。

注意：あなたの船舶は係留するための「4 条件」を満たしていますので、河川法・港湾法の  
占用許可を受けた施設での係留が原則認められる計画としていますが、アンケートの  
返送が無い場合は係留対象として計画する船舶では無くなりますので、係留を希望さ  
れる方は必ず返送して下さい。

※「4 条件」は別添『5 年で解決』”不法係留船ゼロ”を目標とします」を参照。

問 1 下記の内容について記載してください。

- ◇ 所有者名：
- ◇ 所有者住所：
- ◇ 使用者名（※所有者と違う場合に記載して下さい）：
- ◇ 使用者住所（※所有者と違う場合に記載して下さい）：
- ◇ 船舶登録番号（小型船舶登録）：
- ◇ 船籍港：

問 2 船舶の使用目的を教えてください。③④⑤に○を付けた方は、その内容もご記入ください。

- ① 漁業
- ② レジャー
- ③ 公共・公益目的（内容：\_\_\_\_\_）
- ④ 漁業以外の生計目的（内容：\_\_\_\_\_）
- ⑤ その他（\_\_\_\_\_）

問 3 現在係留されている場所を教えてください。下記の地図に印をご記入ください。



※地図にない場所に係留されている方は  
場所を教えてください。（住所や目印など）

問 4 船舶の係留開始時期はいつからですか。

（\_\_\_\_\_）年（\_\_\_\_\_）月頃 \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）年前から

問5 船舶をどの程度の頻度で利用（運航）をされているか教えてください。

- ① ほぼ毎日
- ② 週1回程度
- ③ 月1回程度
- ④ 年数回程度
- ⑤ 現在はほとんど利用していない

問6 船舶の取得方法について教えてください。

- ① 売買にて取得
- ② 贈与にて取得
- ③ その他（ ）

問7 今後、船舶をどうされるかご予定を教えてください。

- ① 今後も現在係留している場所で引き続き所有する
- ② 移動する（予定時期： ）
- ③ 廃棄する（予定時期： ）
- ④ 売却等、誰かに譲る
- ⑤ その他（ ）

問8 船舶に係留施設に保管することとなった場合、保管料（年額）はいくらまで出せますか。

- ① 1万円未満
- ② 1万円 ～ 3万円未満
- ③ 3万円 ～ 10万円未満
- ④ 10万円 ～ 30万円未満
- ⑤ 30万円以上
- ⑥ 有料になるなら、処分（譲渡、廃船等）する
- ⑦ その他（ ）

➤ その他…お気付きの点などございましたら、自由にご記入ください。

➤ 連絡を取らせていただく場合がありますので、差し支えなければ電話番号を教えてください。

自 宅 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

お手数ですが、平成27年10月31日(土)までに同封した返信用封筒にアンケート用紙を入れ、ポストに投函してくださいませようお願い致します。

お答えいただいたアンケートは係留船舶の実態を把握する貴重な資料として使用させていただきます。なお、このアンケートに記載された個人情報につきましては、係留船舶の実態調査以外には使用致しません。

|      |  |  |
|------|--|--|
| 整理番号 |  |  |
|------|--|--|

# 勢田川等水面利用対策協議会アンケート用紙

このアンケートは係留対象となっていない船舶の実態調査です。(平成 27 年 6 月調査時点)  
各質問につきまして、該当事項に○を付けていただくか、必要事項の記入をお願い致します。

注意：あなたの船舶は係留するための「4 条件」を満たしておりませんので、河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留が認められる計画としておりませんが、4 条件を満たした上で、係留を希望される方は、必ず返送して下さい。アンケートの返送が無い場合は、引き続き係留対象として計画する船舶では無いと見なされます。

※「4 条件」は別添『5 年で解決』”不法係留船ゼロ”を目標とします」を参照。

問 1 下記の内容について記載してください。

- ◇ 所有者名：
- ◇ 所有者住所：
- ◇ 使用者名（※所有者と違う場合に記載して下さい）：
- ◇ 使用者住所（※所有者と違う場合に記載して下さい）：
- ◇ 船舶登録番号（小型船舶登録）：
- ◇ 船籍港：

問 2 船舶の使用目的を教えてください。③④⑤に○を付けた方は、その内容もご記入ください。

- ① 漁業
- ② レジャー
- ③ 公共・公益目的（内容：\_\_\_\_\_）
- ④ 漁業以外の生計目的（内容：\_\_\_\_\_）
- ⑤ その他（\_\_\_\_\_）

問 3 現在係留されている場所を教えてください。下記の地図に印をご記入ください。



※地図にない場所に係留されている方は  
場所を教えてください。(住所や目印など)

問 4 船舶の係留開始時期はいつからですか。

( ) 年 ( ) 月頃 ( ) 年前から

裏面へ続きます

問5 船舶をどの程度の頻度で利用（運航）をされているか教えてください。

- ① ほぼ毎日
- ② 週1回程度
- ③ 月1回程度
- ④ 年数回程度
- ⑤ 現在はほとんど利用していない

問6 船舶の取得方法について教えてください。

- ① 売買にて取得
- ② 贈与にて取得
- ③ その他（ ）

問7 あなたの船舶は係留するための「4条件」を満たしておりませんので、河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留が認められる計画としておりません。今後、船舶をどうされるかご予定を教えてください。

- ① 「4条件」を満たした上で、今後も現在係留している場所で引き続き所有する
- ② 「4条件」を満たさず、今後も現在係留している場所で引き続き所有する
- ③ 「4条件」を満たした上で、移動する（予定時期： ）
- ④ 「4条件」を満たさず、移動する（予定時期： ）
- ⑤ 廃棄する（予定時期： ）
- ⑥ 売却等、誰かに譲る
- ⑦ その他（ ）

問8 船舶を係留施設に保管することとなった場合、保管料（年額）はいくらまで出せますか。

- ① 1万円未満
- ② 1万円 ～ 3万円未満
- ③ 3万円 ～ 10万円未満
- ④ 10万円 ～ 30万円未満
- ⑤ 30万円以上
- ⑥ 有料になるなら、処分（譲渡、廃船等）する
- ⑦ その他（ ）

➤ その他…お気付きの点などございましたら、自由にご記入ください。

➤ 連絡を取らせていただく場合がありますので、差し支えなければ電話番号を教えてください。

自 宅 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

お手数ですが、平成27年10月31日(土)までに同封した返信用封筒にアンケート用紙を入れ、ポストに投函していただきますようお願い致します。

お答えいただいたアンケートは係留船舶の実態を把握する貴重な資料として使用させていただきます。なお、このアンケートに記載された個人情報につきましては、係留船舶の実態調査以外には使用致しません。

|      |  |  |
|------|--|--|
| 整理番号 |  |  |
|------|--|--|

# ～参考資料～

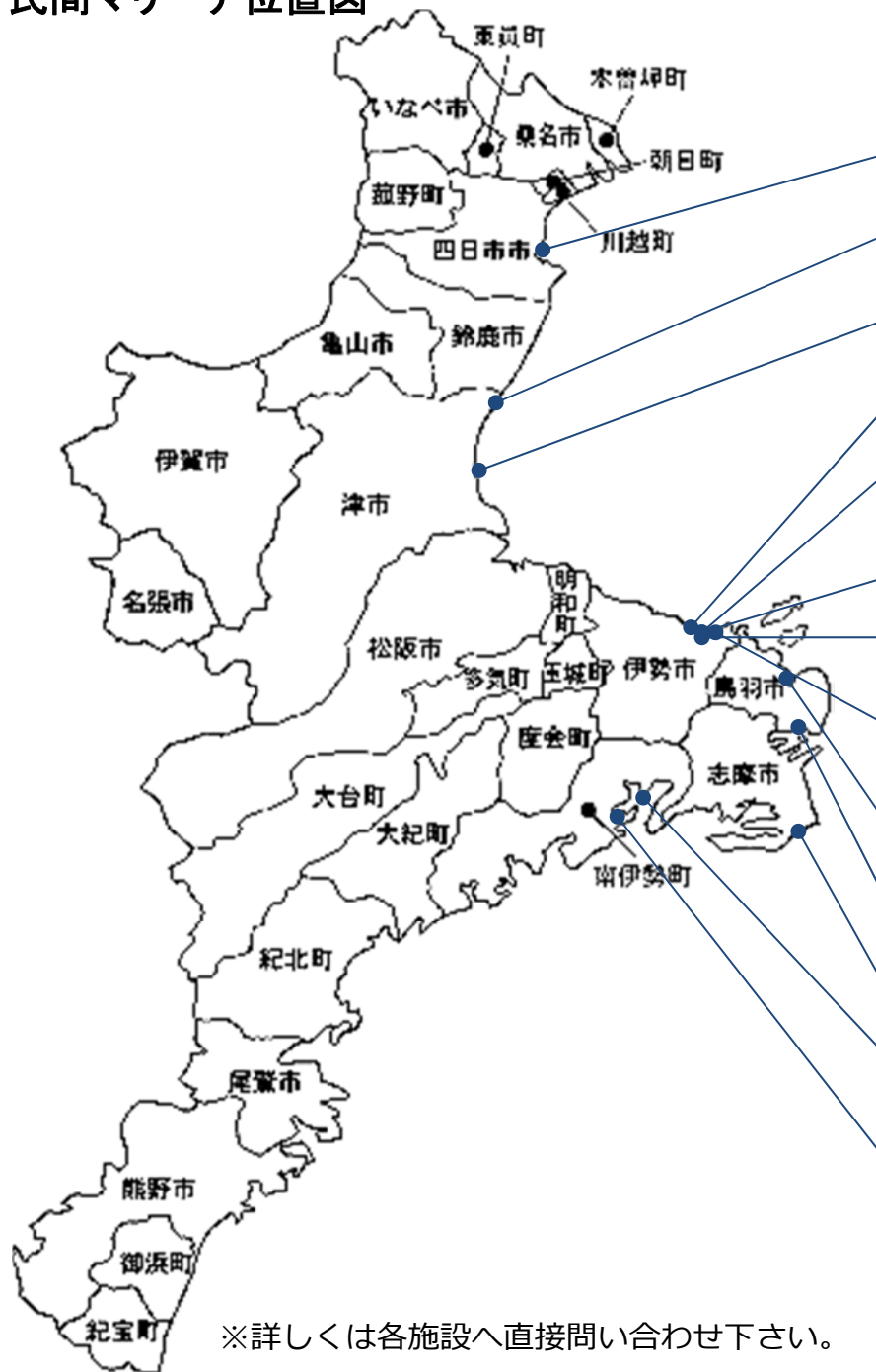
## 民間マリーナー一覧

※国土交通省三重河川国道事務所調べ（平成27年7月2日時点）  
詳しくは各施設へ直接問い合わせ下さい。

| 番号 | 施設名          | 所在地             | 電話番号         | 空き数   |     |
|----|--------------|-----------------|--------------|-------|-----|
|    |              |                 |              | 陸置    | 係留  |
| 1  | 伊勢湾マリーナ      | 四日市市霞2-1-1      | 059-364-0100 | 4～5   | 2～3 |
| 2  | マリーナ河芸       | 津市河芸町東千里854-3   | 059-245-5001 | 15～20 | 0   |
| 3  | 津ヨットハーバー     | 津市津興字港中道北370    | 059-226-0525 | 30    | 0   |
| 4  | 湊洋工業マリーナ     | 伊勢市有滝町2259-4    | 0596-37-4422 | 10    | 0   |
| 5  | ゴーリキマリンビレッジ  | 伊勢市大湊町1125-10   | 0596-31-0300 | 0     | 30  |
| 6  | マリーナ伊勢       | 伊勢市大湊町908       | 0596-36-0220 | 0     | 13  |
| 7  | 秀英工業         | 伊勢市田尻町527       | 0596-65-7015 | 0     | 12  |
| 8  | IDKマリーン      | 伊勢市二見町荘1221     | 0596-42-1935 | 5     | 0   |
| 9  | 海香マリーナ       | 鳥羽市浦村町147       | 0599-32-5045 | 10    | 0   |
| 10 | 鳥羽マリーナ       | 鳥羽市千賀町釜ヶ谷58     | 0599-33-6193 | 0     | 20  |
| 11 | 長久マリン        | 志摩市大王町船越3291-2  | 0599-72-2493 | 0     | 1～2 |
| 12 | VOC志摩ヨットハーバー | 度会郡南伊勢町船越3113   | 0599-66-0933 | 0     | 50  |
| 13 | 海遊人マリーナ      | 度会郡南伊勢町迫間1306-1 | 0599-64-3347 | 0     | 10  |

▽裏面地図参照

## ▽民間マリーナ位置図



| 番号 | 施設名          | 所在地       |
|----|--------------|-----------|
| 1  | 伊勢湾マリーナ      | 四日市市霞     |
| 2  | マリーナ河芸       | 津市河芸町東千里  |
| 3  | 津ヨットハーバー     | 津市津興字港中道北 |
| 4  | 湊洋工業マリーナ     | 伊勢市有滝町    |
| 5  | ゴーリキマリンビレッジ  | 伊勢市大湊町    |
| 6  | マリーナ伊勢       | 伊勢市大湊町    |
| 7  | 秀英工業         | 伊勢市田尻町    |
| 8  | IDKマリーン      | 伊勢市二見町    |
| 9  | 海香マリーナ       | 鳥羽市浦村町    |
| 10 | 鳥羽マリーナ       | 鳥羽市千賀町    |
| 11 | 長久マリン        | 志摩市大王町    |
| 12 | VOC志摩ヨットハーバー | 度会郡南伊勢町船越 |
| 13 | 海遊人マリーナ      | 度会郡南伊勢町迫間 |

# 廃FRP船の処理は ご相談ください。

～本システムでFRP船はセメントの原料・燃料として活用されます～

【FRP船リサイクルシステム】  
適正処理でFRP船を再資源化

登録販売店



平成17年11月、廃FRP船を適切に処理し再資源化する  
「FRP船リサイクルシステム」がスタートしました。

地域ごとに毎年回数と期間を決めて、廃FRP船のリサイクル処理を受付けています。  
受付はこのマークのある『登録販売店』で行っております。

● 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。 ●

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）

東京都中央区八重洲2-10-12 電話：03-5542-1202（専用） ファクス：03-5542-1206

ホームページ ▶ <http://www.marine-jbia.or.jp/>

FRP船リサイクル

検索



# 「FRP船リサイクルシステム」について お答えします

「FRP船リサイクルシステム」は、「FRP船リサイクルセンター」が管理運用するもので、各地域に設けられた「登録販売店」が、皆様の廃FRP船を処理する際の受付手続きなどを行います。

## Q どこで相談や受付を してくれるんですか？

ユーザー皆様の廃FRP船の処理を具体的に受付けるのは「登録販売店」になります。また下記マークのあるマリン販売店やマリーナ等を「相談窓口」として、リサイクルに関する一般的な情報提供をいたします。



## Q 見積をもらうために 用意するものは？

ユーザーの皆様からご相談を受け、『登録販売店』が「FRP船リサイクル見積書」を作成するために皆様に準備していただくのは…

- 氏名・住所・電話番号・免許証、住民票・健康保険証等によるご本人確認
- メーカー・船種・全長船体識別番号・小型船舶登録証等です。

## Q 料金はいつ、 どこで払えばいいの？

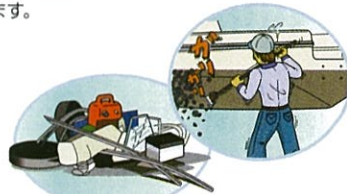
ユーザーの皆様は、『登録販売店』から受け取った、リサイクル料金やオプション料金を記載した「FRP船リサイクル見積書」をご確認後、別途FRP船リサイクルセンターから送付されてくる「FRP船リサイクル管理票」に基づきリサイクル料金及び運搬料・下架料金は郵便局で払い込み、その他のオプション料金は「登録販売店」にお支払いください。

## Q FRP船リサイクルに かかる費用は？

FRP船リサイクルにかかる費用としては、  
●リサイクル料金（廃FRP船を処理する費用）と  
●ユーザー（排出者）皆様からのご依頼により発生するオプション料金があり、ユーザー（排出者）皆様の負担となります。

### オプション料金

オプション料金には、①廃FRP船の運搬、②引取前段階の清掃（引取前清掃）、③「登録販売店」での一時保管等があります。



②引取前清掃料金



①運搬料金



③その他（一時保管、下架料金等）



### リサイクル料金

リサイクル料金は、排出される廃FRP船の種類や全長等によって分類されています。

※グラフの比率は、ご依頼されるオプションの内容によって変動します。

## Q いつ私の船を 引取ってくれるんですか？

廃船処理は「指定引取場所」ごとに廃船処理期間を設定します。（具体的な日程は「登録販売店」または「FRP船リサイクルセンター」でご確認ください）

リサイクル受付後、「FRP船リサイクルセンター」から廃船の持込日（ご自身で持ち込む場合）、または引取日（運搬を依頼した場合）を「FRP船リサイクル連絡票」にてご連絡します。運搬を依頼した場合は、引取時に立会いをお願いします。登録抹消その他必要な法的手続き等はユーザー皆様の責任のもとで行っていただきます。



● 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。 ●

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会 内）

東京都中央区八重洲2-10-12 電話：03-5542-1202（専用） ファクス：03-5542-1206

ホームページ ▶ <http://www.marine-jbia.or.jp/>

FRP船リサイクル

検索





平成27年度

# FRP 船リサイクルシステム(廃船処理) 受付・搬入 日程一覧

お問合せ先: FRP 船リサイクルセンター 電話: 03-5542-1202

「FRP 船リサイクルシステム」の受付日等をお知らせします。詳しくはお近くの「登録販売店」または FRP 船リサイクルセンターにお尋ねください。

**受付期間** 「登録販売店」が、皆様から廃棄する FRP 船の処理申し込みを受付ける期間です。

**搬入期間** 皆様から廃棄する FRP 船を「指定引取場所」に持ち込む期間です。

**粗解体期間** 「指定引取場所」における廃棄する FRP 船の粗解体処理の期間です。

◆自治体の皆様へ: 自治体自らが廃棄する FRP 船を排出する場合は、FRP 船リサイクルセンターに一報頂けますようお願い致します。

◆取り扱い業務をする地区ごとの「登録販売店」と粗解体処理をする「指定引取場所」は、最下覧のホームページをご覧ください。

| 地 区      | 対象地域                                               | 受付 | 受付期間                       | 搬入期間                               | 参考 粗解体期間                           |
|----------|----------------------------------------------------|----|----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 北海道      | 石狩・空知・後志・留萌・宗谷・上川<br>釧路・根室・十勝・網走<br>胆振・日高<br>渡島・桧山 | ①  | 1月13日(火)～ 4月23日(木)         | 5月8日(金)～ 5月18日(月)                  | 5月19日(火)～ 5月22日(金)                 |
|          |                                                    | ②  | 4月24日(金)～ 7月21日(火)         | 8月4日(火)～ 8月14日(金)                  | 8月17日(月)～ 8月20日(木)                 |
|          |                                                    | ③  | 7月22日(水)～ 10月19日(月)        | 11月4日(水)～ 11月13日(金)                | 11月16日(月)～ 11月19日(木)               |
| 東北       | 青森県・岩手県<br>秋田県・山形県<br>宮城県・福島県                      | ①  | 1月13日(火)～ 6月22日(月)         | 7月6日(月)～ 7月16日(木)                  | 7月21日(火)～ 7月24日(金)                 |
|          |                                                    | ②  | 6月23日(火)～ 10月19日(月)        | 11月4日(水)～ 11月13日(金)                | 11月16日(月)～ 11月20日(金)               |
| 関東 I     | 千葉県・茨城県・栃木県・群馬県                                    |    | H28年<br>1月13日(火)～ 3月31日(木) | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 関東 II    | 東京都・埼玉県・神奈川県                                       | ①  | 1月13日(火)～ 5月21日(木)         | 6月1日(月)～ 6月11日(木)                  | 6月15日(月)～ 6月19日(金)                 |
|          |                                                    | ②  | 5月22日(金)～ 9月15日(火)         | 10月1日(木)～ 10月9日(金)                 | 10月13日(火)～ 10月19日(月)               |
|          |                                                    | ③  | 9月16日(水)～ H28年<br>1月12日(火) | H28年<br>1月25日(月)～ H28年<br>2月5日(金)  | H28年<br>2月8日(月)～ H28年<br>2月12日(金)  |
| 北越・甲信 I  | 石川県・富山県・新潟県                                        |    | H28年<br>1月13日(火)～ 3月31日(木) | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 北越・甲信 II | 福井県・長野県・山梨県                                        | ①  | 1月13日(火)～ 5月13日(水)         | 5月25日(月)～ 6月5日(金)                  | 6月8日(月)～ 6月11日(木)                  |
|          |                                                    | ②  | 5月14日(木)～ 8月17日(月)         | 8月31日(月)～ 9月12日(土)                 | 9月15日(火)～ 9月18日(金)                 |
|          |                                                    | ③  | 8月18日(火)～ 10月20日(火)        | 11月4日(水)～ 11月13日(金)                | 11月16日(月)～ 11月19日(木)               |
| 中部 I     | 岐阜県・愛知県                                            |    | H28年<br>1月13日(火)～ 3月31日(木) | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 中部 II    | 静岡県・三重県                                            | ①  | 1月13日(火)～ 4月30日(木)         | 5月18日(月)～ 5月29日(金)                 | 6月1日(月)～ 6月4日(木)                   |
|          |                                                    | ②  | 5月1日(金)～ 8月31日(月)          | 9月15日(火)～ 9月29日(火)                 | 9月30日(水)～ 10月5日(月)                 |
|          |                                                    | ③  | 9月1日(火)～ H28年<br>1月12日(火)  | H28年<br>1月25日(月)～ H28年<br>2月5日(金)  | H28年<br>2月8日(月)～ H28年<br>2月12日(金)  |
| 近畿       | 兵庫県・大阪府・和歌山県・奈良県<br>滋賀県・京都府                        | ①  | 1月6日(火)～ 5月20日(水)          | 6月1日(月)～ 6月11日(木)                  | 6月15日(月)～ 6月18日(木)                 |
|          |                                                    | ②  | 5月21日(木)～ 8月24日(月)         | 9月7日(月)～ 9月11日(金)                  | 9月14日(月)～ 9月18日(金)                 |
|          |                                                    | ③  | 8月25日(火)～ H28年<br>1月4日(月)  | H28年<br>1月19日(火)～ H28年<br>1月29日(金) | H28年<br>2月1日(月)～ H28年<br>2月5日(金)   |
| 中国       | 島根県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県                                |    | H28年<br>1月6日(火)～ 3月31日(木)  | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 四国       | 香川県・徳島県・愛媛県・高知県                                    |    | H28年<br>1月6日(火)～ 3月31日(木)  | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 九州 I     | 福岡県・長崎県・佐賀県                                        |    | H28年<br>1月20日(火)～ 3月31日(木) | 適時 搬入                              | 適時 粗解体                             |
| 九州 II    | 大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県                                   | ①  | 1月20日(火)～ 5月20日(水)         | 6月1日(月)～ 6月11日(木)                  | 6月15日(月)～ 6月18日(木)                 |
|          |                                                    | ②  | 5月21日(木)～ 8月24日(月)         | 9月8日(火)～ 9月11日(金)                  | 9月14日(月)～ 9月18日(金)                 |
|          |                                                    | ③  | 8月25日(火)～ H28年<br>1月18日(月) | H28年<br>2月1日(月)～ H28年<br>2月12日(金)  | H28年<br>2月15日(月)～ H28年<br>2月19日(金) |
| 沖縄       | 沖縄県                                                |    | 1月6日(火)～ 9月30日(水)          | 10月5日(月)～ 10月16日(金)                | 10月19日(月)～ 10月22日(木)               |

FRP 船リサイクルセンター (一般社団法人 日本マリン事業協会 内)

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-10-12 専用電話: 03-5542-1202 ファックス: 03-5542-1206

FRP 船リサイクル

検索

ホームページ ▶ <http://www.marine-jbia.or.jp/>

# 平成27年度 FRP 船リサイクル料金・運搬料金（参考）

◆リサイクル料金が改訂されました。

お問合せ先：FRP船リサイクルセンター 電話：03-5542-1202

注1) 地域によりトラック／ユニック車の積載寸法に制限があります。「FRP船リサイクルセンター」にお問合せください。

注2) 沖縄本島を除く離島は、フェリー代等の別途料金が必要です。「FRP船リサイクルセンター」にお問合せください。

注3) 引取前の引取前清掃や登録販売店での一時保管等を「登録販売店」に依頼する場合は、別途料金が掛かります。

注4) 標記以外のFRP船のリサイクル料金、及び10m以上の船舶全長艇の運送については「FRP船リサイクルセンター」にお問合せください。

注5) ユニック車以外のトラック運送では、下架費用が別途加算されます。「FRP船リサイクルセンター」にお問合せください。（単位：円／消費税込み）

| 船 種          | 全 長   |         | リサイクル料金 | 収集運搬料金（参考）       |                            |  |
|--------------|-------|---------|---------|------------------|----------------------------|--|
|              |       |         |         | トラック／ユニック車・トレーラー |                            |  |
|              |       |         |         | 料 金（参 考）         | 参 考                        |  |
| 和 船          | ～     | 4m未満    | 33,000  | 13,000           | ユニック車                      |  |
|              | 4m以上  | ～ 5m未満  | 43,000  |                  |                            |  |
|              | 5m以上  | ～ 6m未満  | 54,000  |                  |                            |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 68,000  | 19,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 87,000  | 21,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 112,000 | 33,000           | ユニック車                      |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 143,000 | 48,000           | ユニック車                      |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 180,000 | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 226,000 |                  |                            |  |
| オープン<br>ボート  | ～     | 4m未満    | 33,000  | 18,000           | ユニック車                      |  |
|              | 4m以上  | ～ 5m未満  | 43,000  |                  |                            |  |
|              | 5m以上  | ～ 6m未満  | 54,000  |                  |                            |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 68,000  | 23,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 87,000  | 28,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 112,000 | 38,000           | ユニック車                      |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 143,000 | 48,000           | ユニック車                      |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 180,000 | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 226,000 |                  |                            |  |
| キャビン<br>ボート  | ～     | 6m未満    | 55,000  | 19,000           | ユニック車                      |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 78,000  | 29,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 100,000 | 32,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 127,000 | 44,000           | ユニック車                      |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 162,000 | 52,000           | ユニック車                      |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 202,000 | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 253,000 |                  |                            |  |
| セール<br>クルーザー | ～     | 6m未満    | 46,000  | 26,000           | ユニック車                      |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 60,000  | 31,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 72,000  | 38,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 87,000  | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 106,000 |                  |                            |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 128,000 |                  |                            |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 154,000 |                  |                            |  |
| アルミ複合        | ～     | 6m未満    | 44,000  | 19,000           | ユニック車                      |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 56,000  | 29,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 66,000  | 32,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 79,000  | 44,000           | ユニック車                      |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 93,000  | 52,000           | ユニック車                      |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 111,000 | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 132,000 |                  |                            |  |
| 漁 船          | ～     | 4m未満    | 33,000  | 19,000           | ユニック車                      |  |
|              | 4m以上  | ～ 5m未満  | 43,000  |                  |                            |  |
|              | 5m以上  | ～ 6m未満  | 54,000  |                  |                            |  |
|              | 6m以上  | ～ 7m未満  | 68,000  | 29,000           | ユニック車                      |  |
|              | 7m以上  | ～ 8m未満  | 87,000  | 32,000           | ユニック車                      |  |
|              | 8m以上  | ～ 9m未満  | 112,000 | 44,000           | ユニック車                      |  |
|              | 9m以上  | ～ 10m未満 | 143,000 | 52,000           | ユニック車                      |  |
|              | 10m以上 | ～ 11m未満 | 180,000 | —                | トレーラー現地手配                  |  |
|              | 11m以上 | ～ 12m未満 | 226,000 |                  |                            |  |
|              |       | 12m以上   | ～ 13m未満 | 278,000          | F R P 船リサイクルセンターが御相談を承ります。 |  |
|              |       | 13m以上   | ～ 14m未満 | 341,000          |                            |  |
|              |       | 14m以上   | ～ 15m未満 | 412,000          |                            |  |
| ディンギー        | —     |         | 34,000  | 13,000           | ユニック車                      |  |
| PWC          | —     |         | 25,000  | 10,000           | ユニック車                      |  |

◇PWC：水上オートバイ